



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

WHO たばこ規制枠組条約 第 8 回締約国会議 決議

2018 年 10 月 6 日 スイス・ジュネーブ

各国は WHO のレポート(document FCTC/COP8/8)に留意し、加熱式タバコなどの新型タバコあるいは新たに出現しているタバコを国内法に沿って取り締まること。

- a) 新型タバコを新たに始めることを防ぐ。
- b) WHO FCTC 第 8 条に沿って人々がこれらの新型タバコから受動喫煙を浴びないように、受動喫煙防止法を適用する。
- c) 新型タバコによる健康被害を防ぐ。
- d) WHO FCTC 第 13 条に従い、新型タバコの広告、販売促進、あるいはスポンサーしないこと。
- e) WHO FCTC 第 9, 10 条に沿い新型タバコの中味を明らかにさせ、規制する。
- f) WHO FCTC 第 5 条 3 項に沿いタバコ産業の利益からタバコ規制の政策と活動を守る。
- g) 新型タバコの製造、輸入、拡販、提示、販売あるいは使用を制限あるいは禁止し、人々の健康を守る。